

23 水道・下水道

☎ 水道課（上湧別庁舎） ☎2-5867

水道・下水道を使用開始・休止するときは、お電話または窓口で忘れずに手続きを行ってください。

水道・下水道の料金

水道・下水道のいずれも、使用した水量に応じて料金が算定されます。使用水量は、検針員がメーターを検針して測定します。料金は、次の料金表のとおりです。（いずれも消費税等を含みます。）

●水道料金（1ヵ月につき）

用途	基本料金		超過料金 1㎡につき
	水量	料金	
家事用	10㎡まで	2,160円	194円
高齢者用	5㎡まで	1,080円	—
営業用・官公団体用	20㎡まで	4,320円	226円
工業用	40㎡まで	7,884円	
浴場用	200㎡まで	29,106円	226円
営農用・営漁用	10㎡まで	1,263円	118円
臨時用	1㎡あたり388円		

●下水道使用料（水道水の場合／1ヵ月につき）

用途	基本料金		超過料金 1㎡につき
	水量	料金	
一般用	10㎡まで	1,697円	170円
高齢者用	5㎡まで	848円	—
浴場用	200㎡まで	22,877円	178円

※高齢者用は、4月1日を基準日として65歳以上の単身者または世帯主が65歳以上の夫婦世帯で使用
するもので、5㎡を超えた時は、基本料金・超過料金は家事用（一般用）の適用になります。

なお、高齢者用は申請の翌月から適用となります。

●下水道使用料（水道水以外の場合／1ヵ月につき）

世帯人数	1人	2人	3人	4人	4人を超え1人増すごとに
1使用月当たりの認定水量	8㎡	12㎡	16㎡	20㎡	4㎡

下水道受益者分担金

下水道区域内の受益者で、排水設備を公共ますに接続された方に対し賦課されます。

分担金は、建築物1戸につき8万円で、集合建築物は入居の有無にかかわらず、2世帯目以降は1世帯当たり1万6千円を加算します。また、隣接する公共ますを使用する場合は、まず1個につき1万6千円を加算します。

給水装置設置工事補助金

水道管から分岐し、住宅に接続するための給水装置設置工事に対する補助制度で、水道管から量水器（水道メーター）の手前までの工事1件あたり、消費税相当額を除き50万円を控除した額の2/3（150万円を限度）を補助します。

水洗便所改造等資金融資斡旋

下水道の供用開始後3年以内に水洗便所改造等を行った方に、5万円を補助します。また、町民税所得割非課税の世帯は、35万円を上限に工事費の1/2を補助します。

水洗便所改造等補助金

住宅の水洗化および浄化槽から排水設備への切り替えに要する資金の融資斡旋をします。また、供用開始後3年以内に改修を行った場合は、利息の一部を町が負担します。

- 水洗便所等改造工事 償還限度額 70万円
- 浄化槽廃止を含む工事 償還限度額 30万円